

受理年月日	令和8年3月23日	所管委員会	経済振興委員会
番号	8年陳情第5号		
件名	博多港特定利用港湾指定を取り消すことを求める意見書議決について		
陳情者	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 外 685 人		
分割送付	なし		
要旨	<p>国は、国会審議を経ることなく閣議決定だけで博多港を特定利用港湾に選定し、市長もまた市民や市議会に諮らず行政をほしいままにしてその選定を受け入れ、国は博多港を特定利用港湾に指定しました。特定利用港湾となり、爆発物を満載した自衛隊や海上保安庁の艦船や米軍など外国の軍艦による訓練という名の軍事利用が繰り返されると、博多港は軍港とみなされます。ジュネーブ条約など戦時の国際人道法体系の、戦闘地域以外への攻撃は軍事目標のみに許されるという軍事目標主義から博多港が軍事目標とされる危険は高まります。平和な商港博多港が軍港になることは避けられなければなりません。</p> <p>2023年、政府は自衛隊や海上保安庁の利用を想定して港湾整備する特定利用空港・港湾（当時、特定重要拠点港湾等）の候補地として、博多港を含む38か所の施設を選定しました。2024年3月末に高島宗一郎市長はこの国の選定を受け入れ、国は4月1日に博多港を含めた自治体が合意した全国16か所の空港と港湾を特定利用空港・港湾として指定しましたが、22の地方自治体は受け入れませんでした。なお、同年8月26日までに12か所、2025年4月1日までに8か所、8月29日までに4か所追加され、現在では特定利用空港・港湾は40か所の空港、港湾施設（14空港、26港湾）になっています。</p> <p>特定利用空港・港湾とは何か。2023年10月10日に市は国から総合的な防衛体制の強化に資する取組（公共インフラ整備）について、概要説明を受けました。その大要は、特定利用空港・港湾の指定を受けた場合には岸壁や航路の整備または既存事業の促進を図っていききたい、また、平時において、自衛隊、海上保安庁の船舶が円滑に利用できるような利用調整に関する枠組みを設けたいの2点です。商港博多港のために岸壁・航路整備費に国交省予算が投じられてきました。2024年10月10日の説明会出席の7政府機関に、国交省以外に有事には自衛隊指揮下に入る海上保安庁のほかには防衛省が含まれていることから、今回、博多港湾施設整備費用約27億円は上記の総合的な防衛体制の強化という防衛目的のために、国交省予算がつけられたものではないのでしょうか。しかも、博多港湾施設の利用について、2024年6月の博多港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項において、市は、港湾管理者（福岡市）は、平素において自衛隊、海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応すると確認しています。円滑な利用とは平時において自衛隊や海上保安庁の船舶の博多港湾の自由入港と博多港湾施設の自由利用扱いにほかなりません。これは、平和憲法下で港湾施設管理権を国ではなく地方自治体に委ね、もって港湾施設の平和利用を促進するという港湾法の趣旨に反します。</p> <p>市長は特定利用港湾になっても、何も変わりませんと言っています。しかし、港湾条例が第5条で港湾施設利用を許可しないとしている、爆発もしくは燃焼しやすいものまたは劇薬類であって取扱い上危険なものを、荷役を伴う貨物に対する規制と縮小解釈して、爆発の危険がある爆弾を搭載した自衛艦や米軍艦などに利用させてきたこと自体が違法なのです。市長の責務は、住民の命と暮らしを守ることです。爆発事故被害から市民を守る責務があります。爆発物を満載した自衛隊や海上保安庁、米軍等の船舶を博多港に入港させ、航路や岸壁、泊地など港湾施設を利用させ、増大する爆発の危険から市民を守ることが市長の責務です。</p> <p>新安保関連法など戦争法に続く安保3文書などによって、政府は集団的自衛権行使を容認して日本が攻められてもいないのに他国軍とともに、戦争する準備を進めています。また、敵基地攻撃装備の配備が進められようとしており、米軍の指揮下で自衛隊が戦闘する危険も高まっています。2024年10月23日から自衛隊3万3,000人、米軍1万2,000人を投入する日米統合共同演習キーン・ソードが強行され、特定利用空港・港湾約30か所も活用されています。攻撃の武器集積地域は侵略の前線であると同時に、攻撃を受ける地域となります。私たちは、自衛艦や軍艦が爆発物を満載して博多港に入港し、博多港港湾施設を利用することを市民の名で拒否します。私たちは博多港、福岡市が戦域になることを拒否します。</p> <p>今回、市長が国の博多港特定利用港湾選定を受諾したことは地方自治の本旨にもとり、独裁のそしりを免れない行為です。同時に、憲法の平和的生存権を侵害する違憲、違法行為です。私たちは主権者として、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定すると憲法制定の趣旨を国と福岡市に守らせるために、以下の事項について陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国に博多港の特定利用港湾指定を取り消すことを求める意見書を提出すること。 2. 意見書の中で市議会は博多港の特定利用港湾指定受入れを取り消すことを宣言すること。 		

2026年3月23日

[REDACTED]
[REDACTED]
福岡市議会議長
平畑雅博 様

陳情者

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

連絡先 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]



外 685 名

陳情趣旨

国は、国会審議を経ることなく閣議決定だけで博多港を特定利用港湾に選定し、福岡市長もまた市民や市議会に諮らず行政を恣にしてその選定を受け入れ、国は博多港を特定利用港湾に指定しました。

特定利用港湾となり、爆発物を満載した自衛隊や海上保安庁の艦船や米軍など外国の軍艦による訓練という名の軍事利用が繰り返されると、博多港は軍港と見做されます。ジュネーブ条約など戦時の国際人道法体系の、戦闘地域以外への攻撃は軍事目標のみに許されるという軍事目標主義から博多港が軍事目標とされる危険は高まります。平和な商港博多港が軍港になることは避けられなければなりません。

1、政府は「特定利用空港・港湾」の候補地として、博多港を含む40カ所の施設を選定しました。(※陳情署名を作成した時期は28カ所)

2023年、政府は自衛隊や海上保安庁の利用を想定して港湾整備する「特定利用空港・港湾」(当時、「特定重要拠点港湾」等)の候補地として、博多港を含む38カ所の施設を選定しました。2024年3月末に高島宗一郎市長はこの国の選定を受け入れ、国は4月1日に博多港を含めた自治体が合意した全国16カ所の空港と港湾を「特定利用空港・港湾」として指定しましたが、22の地方自治体は受け入れませんでした。なお、同年8月26日までに12カ所、2025年4月1日までに8カ所、8月29日までに4カ所追加され、現在では「特定利用空港・港湾」は40カ所の空港・港湾施設(14空港・26港湾)になっています。

2、市長は「国の予算で博多港湾の施設整備ができるのは結構なことだ」旨発言しています。

「特定利用空港・港湾」とは何か。2023年10月10日に福岡市は国から「総合的な防衛体制の強化に資する取組み(公共インフラ整備)について」概要説明を受けました。その大要は、特定利用空港・港湾の指定を受けた場合には「岸壁や航路の整備又は既存事業の促進を図っていききたい。また、平時において、自衛隊、海上保安庁の船舶が円滑に利用できるような利用調整に関する枠組みを設けたい」の二点です。

商港博多港のために岸壁・航路整備費に国交省予算が投じられてきました。2024年10月10日の説明会出席の7政府機関に国交省以外に有事には自衛隊指揮下に入る海上保安庁の他に防衛省が含まれていることから、今回博多港湾施設整備費用約27億円は上記の「総合的な防衛体制の強化」という防衛目的のために、国交省予算が付けられたものではないでしょうか。しかも、博多港湾施設の利用について、2024年6月の「博多港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項」に於いて、福岡市は「港湾管理者(福岡市)は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する」と確認しています。「円滑な利用」とは平時に於いて自衛隊や海上保安庁の船舶の博多港湾の自由入港と博多港湾施設の自由利用扱いに他なりません。これは、平和憲法下で港湾施設管理権を国ではなく地方自治体に委ね、もって港湾施設の平和利用を促進するという港湾法の趣旨に反します。

3、市長は「防衛は国の専管事項」旨を公言しています。

市長は「特定利用港湾になっても、何も変わりません」と言っています。しかし、福岡市港湾条例が第5条で港湾施設利用を許可しないとしている「爆発若しくは燃焼しやすいもの又は劇薬類であって取扱上危険なもの」を「荷役を伴う貨物に対する規制」と縮小解釈して、爆発の危険がある爆弾を搭載した自衛艦や米軍艦などに利用させて来たこと自体が違法なのです。

市長の責務は、住民の命と暮らしを守ることです。爆発事故被害から市民を守る責務があります。

爆発物を満載した自衛隊や海上保安庁、米軍等の船舶を博多港に入港させ、航路や岸壁、泊地など港湾施設を利用させ、増大する爆発の危険から市民を守ることが市長の責務です。

4、特定利用港湾指定は、博多湾を軍港に変え、福岡市を軍事都市に変えるものです。

新安保関連法など戦争法に続く安保3文書などによって、政府は集団的自衛権行使を容認して日本が攻められてもいないのに他国軍と共に、戦争する準備を進めています。また、敵基地攻撃装備の配備が進められようとしており、米軍の指揮下で自衛隊が戦闘する危険も高まっています。2024年10月23日から自衛隊33000人、米軍12000人を投入する日米統合共同演習「キーン・ソード」が強行され、「特定利用空港・港湾」約30箇所も活用されています。（※署名用紙では、当時予測された「13箇所も使用されます。」と書いています。）

攻撃の武器集積地域は侵略の前線であると同時に、攻撃を受ける地域となります。私たちは、自衛艦や軍艦が爆発物を満載して博多港に入港し、博多港港湾施設を利用することを市民の名で拒否します。私たちは博多港、福岡市が戦域になること拒否します。

5、国の博多湾特定利用港湾指定と福岡市の選定受け入れは憲法制定趣旨に違背する行為です。

今回福岡市長が国の博多港特定利用港湾選定を受諾したことは地方自治の本旨に悖り、独裁の誹りを免れない行為です。と同時に、憲法の平和的生存権を侵害する違憲・違法行為です。

私たちは主権者として「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」との憲法制定の趣旨を国と福岡市に守らせるために、上記趣旨の陳情を行います。

陳情項目

私たち福岡市民は、福岡市議会が地方自治法第99条により、国に対して、博多港港湾管理者である福岡市の意志として、次の趣旨の意見書を提出するよう陳情します。

- 1 国に、博多港の特定利用港湾指定を取り消すことを求める
- 2 意見書の中で福岡市議会は博多港の特定利用港湾指定受け入れを取り消すことを宣言する